

2015年2月10日

NHK 経営委員会
委員長 浜田健一郎様
経営委員 各位

放送の自主・自立を堅持する意思と資質を欠く靫井会長の 即時罷免等を求める申し入れ書

NHKを監視・激励する視聴者コミュニティ
共同代表 湯山哲守・醍醐 聰

<http://kgcomshky.cocolog-nifty.com/blog/>

経営委員各位におかれましては、「放送法」に基づく重責を担われ、日々、ご多忙のことと存じます。

去る2月5日に開催されたNHK会長定例会見において靫井勝人会長は、記者から、戦後70年の節目にあたってNHKは「従軍慰安婦」問題を取り上げる可能性はあるのかと聞かれたのに対し、この問題に関する政府のスタンスがなかなか見えない、夏にかけて政府のきちとした方針が分かるのがポイントだろう、という趣旨の発言をしました。

しかし、改めて指摘するまでもなく、NHKは自主・自立、特に時の政権からの独立を生命線とする公共放送であり、国営放送でも政府広報機関でもありません。

靫井会長が公式の会見の場で、放送の自主、自立を自ら放棄し「放送法」の基本原則を全否定するに等しい上記のような発言を行ったことは、靫井氏がNHK会長の職には堪え得ない資質の持ち主であることの決定的証しです。

さらに、強調しなければならないのは、今回の靫井発言は約1年前の会長就任会見で同氏が語った「政府が右というものを左とはいえない」という発言と同根のものだということです。このことは、靫井会長の脳裏に、放送の自主・自立よりも、政府の意向を付度する思考が染みついていることを物語るものです。

しかも、靫井会長は会長就任会見における一連の暴言を「個人的見解」とかわし、今日に至るまで、その個人的見解を撤回しませんでした。

この意味で、靫井会長の「政府のスタンス」云々という発言は、会長就任当初から持ち合わせた公共放送と相容れない資質が表に出るべくして出たものといっても過言ではありません。

にもかかわらず、この1年間、浜田経営委員長は国会の委員会審議で委員から、経営委員会の会長任命責任と監督責任を質される都度、「靫井会長は放送法を遵守して業務の執行に当たると明言しているのに、それを見守りたい」、「経営委員会としては、執行機関の今後の動きを監督し、助言し、必要に応じて苦言も呈して、委員会の職務を一層果たしてまいりたい」という答弁を繰り返してきました。(当会

が衆参委員会会議録で調べたところ、本年1月末までに浜田委員長は前者の発言を延べ18回、後者の発言を延べ27回繰り返しています。)

また、経営委員も、この間、各地で開催された「視聴者の皆様と語る会～NHK経営委員とともに」において、萩井会長の言動に対して参加者から出た厳しい意見に対して、

「萩井会長は、放送法を守って公共のための放送をこれからやっていきますということを再三明言していますので、萩井会長に私どもは頑張っていたきたいと。経営委員会はしっかりと監視とか監督をやっていくということでご理解をいただきたいと思います。」

(2014年4月19日、佐賀県での語る会。石原委員)

「受信料をご負担いただいている視聴者の皆様、まさに視聴者の皆様を代表して執行を監視・監督するのが経営委員の役割でありますので、その点、もう一度自分たちの役割をはっきり再認識させていただいて頑張りたいと思います。」

(2014年5月24日、青森県での語る会。上田委員発言)

といった決意を表明されました。

しかし、「政府のスタンスが決まるのを待ってNHKの番組編成の判断をする」という萩井会長の発言は、政府の意向によってNHKの番組が規律されることを進んで受け入れる意思を表明したに等しく、「放送番組は、法律に定める権限に基づく場合でなければ、何人からも干渉され、又は規律されることがない」と定めた「放送法」第3条に真っ向から反するものです。

また、今回の萩井会長の発言は、「全役職員は、放送の自主・自律の堅持が信頼される公共放送の生命線であるとの認識に基づき、すべての業務にあたる」と定めた「NHK放送ガイドライン」を会長自らが踏みにじるものです。

これほどまで「放送法」、「NHK放送ガイドライン」に背く言動を繰り返す萩井会長に対しては、「放送法を遵守して業務にあたる」と言っているからなどというかばい立ては通じません。また、このような状況でなお、「執行機関に対する監督責任をしっかりと果たしていく」などという口上は経営委員会の不作為責任を糊塗する空言にすぎません。

萩井会長に残された道は会長職を辞すこと以外になく、当人に辞職の意思が見受けられない以上、会長任免権者である経営委員会が一刻も早く、萩井会長を罷免するのがNHKに対する視聴者の信頼をつなぎとめる唯一の道です。

そこで、当会は貴委員会に対し、以下のことを申し入れます。貴委員会が自らの職責をこれ以上、懈怠せず、毅然たる対処をされるよう、強く求めます。

申し入れ

1. 「放送法」第55条第1項（「経営委員会は、会長……が職務の執行の任に堪えないと認めるとき、又は会長……に職務上の義務違反……があるとき、これを罷免することができる。」）に基づき、萩井勝人氏をNHK会長の職から罷免すること。

そのため、すみやかに靱井会長の罷免を経営委員会の議題（協議事項）とし、慎重のうえにも迅速な審議をすすめること。

2. 浜田経営委員長は、上記罷免協議を主導的に進め、靱井会長罷免決議ができない状況に陥った場合は、経営委員長を自ら辞すること。

3. 今回、靱井会長から、NHKの自主・自律を貶める発言が出た一因として、経営委員が各地で開催された「視聴者の皆様と語る会～NHK経営委員とともに」において参加者に約束した靱井会長に対する監督責任を果たしてこなかったことが挙げられる。

また、浜田経営委員長が、国会で繰り返し明言した靱井会長に対する監督責任を何ら果たしてこなかった責任は極めて重い。

こうした経営委員長以下、委員の任務懈怠責任に照らし、浜田委員長ほか全経営委員は本年上半期の期末報酬を全額返上すること。